

発 言 通 告 書

1. 代表質問 ②. 一般質問 3. 質疑 4. 討論 5. 緊急質問

江戸川区議会議長
島村 和成殿

江戸川区議会議員
9 番 太田 彩花



江戸川区議会会議規則第50条第1項の規定により、下記のとおり通告します。
記

発 言 事 項 ・ 要 旨	答 弁 者
1. 低所得者支援について	
(1) 区内の低所得世帯やひとり親世帯などを対象におこめ券を支給すること	区長
(2) 生活保護費引き下げ違法最高裁判決について	区長
①保護費引き下げを違法とした6月の最高裁判決についての区長の認識は	
②国に対し、原告らへの謝罪と違法とされた減額分の補償をすみやかに実施するよう求めるべきと考えるがどうか	
2. エアコン設置助成について	
(1) 都のエアコン購入費8万円補助の対象拡大および助成額増額を都に求めるべきだがどうか	区長
(2) 都のエアコン購入費8万円補助を利用する際、区独自で上乗せ助成を行うこと	区長
(3) 江戸川区生活困窮者エアコン購入費助成金の要件緩和及び対象拡大を行い、特に生活保護世帯にも適用すること	区長
3. 区独自の給付型奨学金制度について	
(1) 「国や他自治体の動向を注視し研究」というが、これまでどのような検討がされたか	教育長
(2) 区内の生活保護世帯出身者で大学に進学した人は過去4年間でどれだけいるか。 入学金や学費、パソコン本体代金など、生活保護世帯出身の学生に向けて区独自の支援を	教育長